

議案第 4 6 号

大口町印鑑条例の一部改正について

大口町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町印鑑条例の一部を改正する条例

大口町印鑑条例（昭和５１年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同条第３項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第１０条の２第１項中第２号を第４号とし、第１号の次に次の２号を加える。

- (2) 公的個人認証法第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した特定在留カード
- (3) 公的個人認証法第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した特定特別永住者証明書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(印鑑登録証明書交付の申請) 第 10 条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>を添えて、町長に、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 町長は、前 2 項の規定による申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあっては、<u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書。</u>以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請者に印鑑登録証明書を交付し、かつ印鑑登録証を返付するものとする。 4 略 （多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請） 第 10 条の 2 略 (1) 略 <u>(2) 公的個人認証法第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明</u>	(印鑑登録証明書交付の申請) 第 10 条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、町長に、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 町長は、前 2 項の規定による申請があったときは、印鑑登録証（前項の規定による申請にあっては、個人番号カード。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請者に印鑑登録証明書を交付し、かつ印鑑登録証を返付するものとする。 4 略 （多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請） 第 10 条の 2 略 (1) 略

新	旧
<u>書を記録した特定在留カード</u> <u>(3) 公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した特定特別永住者証明書</u> <u>(4) 略</u> 2 略	 <u>(2) 略</u> 2 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第５９号）の施行により、個人番号カードの機能を付加した特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の交付が開始されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

条例第１０条（印鑑登録証明書交付の申請）及び第１０条の２（多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請）において、個人番号カードで取得できる印鑑登録証明書について、特定在留カード等でも印鑑登録証明書を取得できるようにするものです。

3 施行期日

公布の日から施行します。